

医危第 2983 号
令和 4 年 2 月 1 日

公益社団法人 神奈川県薬剤師会 会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

抗原定性検査キットで自ら検査をして陽性反応がでた場合等における医療費公費負担の取り扱いについて（通知）

日頃から本県の感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担に関しては、令和 3 年 9 月 24 日付け神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知（「陽性確定時における医療費公費負担の対象の整理について（通知）」（医危第 2067 号））及び同日付け神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知（「宿泊療養・自宅療養者に係る医療費公費負担について（通知）」（医危第 2068 号））にて通知しましたが、令和 4 年 1 月 24 日、厚生労働省より、抗原定性検査キット等で自ら検査をして陽性反応が出た場合に、医療機関での検査を行うことなく、医師の確定診断を行うことが可能となる事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が発出されたことや、1 月 28 日から「自主療養」という制度を開始したことを踏まえ、本県における、医療費公費負担の取り扱いについて、別添資料のとおり改めて整理しましたので、お知らせいたします。

なお、本通知について、発熱診療等医療機関には、県から周知を行います。

<添付資料>

- ・（別紙） 抗原定性検査キットで自ら検査をして陽性反応がでた場合等における医療費公費負担の取り扱いについて
- ・（参考 1） 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について（厚生労働省事務連絡）
- ・（参考 2） B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて（厚生労働省事務連絡）
- ・（参考 3） 新型コロナウイルス感染症に感染された方は「自主療養」を選べるようになります（神奈川県）

※今後、県 HP にも掲載する予定です。